

山梨県いじめ問題調査会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、山梨県いじめ防止対策推進法施行条例(平成25年山梨県条例第21号。以下「条例」という。)第23条の規定に基づき、山梨県いじめ問題調査会(以下「調査会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(担当事務)

第2条 調査会は、知事の求めに応じ、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)第28条第1項の規定により県立学校若しくは県内の私立学校の設置者又はその設置する学校が行った調査の結果について調査審議(以下「再調査」という。)する。

2 調査会は、報告書等により再調査結果を知事に報告し、必要に応じ、再発防止に資する意見を述べる。

3 調査会は、知事の求めに応じ、再調査の必要性を判断するにあたり、調査会の意見を述べる。

(組織)

第3条 調査会は、委員7人以内をもって組織する。

(会長等)

第4条 調査会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、調査会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員)

第5条 委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから知事が任命し、又は委嘱する。

(委員の任期等)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員の服務)

第7条 委員は、職務上知ることの出来た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会議)

第8条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 調査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することが出来ない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会議の非公開)

第9条 調査会の会議は、原則として公開しない。

(調査の公正)

第10条 調査会は、委員の申し出に基づき、当該委員が調査を行う事案について特別の利害関係を有すると判断する場合は、当該委員が審議及び議決に加わらない決定をすることができる。

(議事録の作成)

第11条 調査会は、会議を開催したときは、次に掲げる事項を記載した要点筆記による議事録を作成するものとする。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席者の氏名
- (3) 会議に付した事案の名称
- (4) 議事の概要
- (5) 議決事項
- (6) その他必要な事項

2 議事録は、会長の確認により確定するものとする。

3 議事録及び審議資料は公開しない。ただし、調査会が特に必要と認めたときは、この限りではない。

(権限等)

第12条 調査会は、再調査に係る事務を行うために必要があると認めるときは、教育委員会若しくは再調査に係る県立学校又は再調査に係る学校法人若しくはその設置する学校で当該再調査に係るものに対し報告又は文書その他の物件の提出若しくは提示を求めること、関係人に対し質問票を用い、又は出頭を求めて質問することその他必要な調査（「報告の徴収」という。）を行うことができる。

2 調査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員又は庶務をつかさどる職員に、報告の徴収等を行わせることができる。

3 前項の規定により報告の徴収等をする委員及び職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(作業部会)

第13条 調査会は、前項第1項に定める報告の徴収を行うため、作業部会を置くことができる。

2 作業部会は、調査会の指示を受けて報告の徴収を行い、その結果を調査会に報告する。

3 作業部会は、調査会の委員のうちから、会長が指名する者をもって構成する。

4 第4条の規定は、作業部会について準用する。この場合において、「調査会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「副会長」とあるのは「副部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第14条 調査会の庶務は県民生活部県民生活安全課において処理する。

(細則)

第15条 この要領に定めるもののほか、調査会の運営に関し必要な事項は、会長が調査会に諮って別に定めるものとする。

付 則

この要領は、平成26年8月26日から施行する。

付 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和6年2月29日から施行する。